

寛政九年アメリカ傭船イライザ号初度の長崎来航

金井圓

はじめに

—中立国傭船の時代—

日蘭貿易が公式に開始されたのは一六〇九年（慶長十四）で、鎖国後も長く長崎を唯一の入国港とするオランダ船の来航が続いて開国を迎えた。⁽¹⁾ 第1表は、その二世紀半のオランダ船来航の歴史のうち、十八世紀末から十九世紀初めにかけて、つまり一七九五年（寛政七）から一八一七年（文化十四）に至る二三年間をとり、その間に長崎に入港した西洋の船舶の数と名前を列举し、在籍国名を付記したものである。この表でオランダ東インド会社の日本向け定期船は、一七九七年（寛政九）から一八〇七年（文化四）にかけて、一隻の例外を除いてすべて傭船であり、その内自国民からのもの二隻を除けば、すべてフランス革命以後ヨーロッパで続いた戦争には参加していない中立国に在籍する船であったことは注目すべき事実であり、この一一年間を、筆者はかねて中立国傭船期と呼んでいる。⁽²⁾ オランダ東インド会社はこの期間中に解散して、貿易は相つて政体の変る本国政府の直営となつたが、バタフィアの総督府が日蘭貿易の中心地であった点では変化がないので、中立国傭船期とは、オランダの対日定期貿易が、交戦国、とりわけイギリスとの摩擦を避けたため、バタフィア総督府の中立国籍の傭船により維持された時期である、と定義してもよからう。

東印度会社はすでに十八世紀半ごろからその貿易活動と植民活動との不均衡、すなわち蓄積された商業利潤が商業目的よりも一層多く国家目的に費されるという矛盾を痛感しており、それに植民活動におけるイ

ギリスの技術的優越が加わって、この世紀の末には經營の國家への委譲を考えるようになり、内部的には、一七九九年を目標に解散の準備が進められていた。⁽³⁾ そこへフランス革命軍による連合ネーデル蘭・共和國の解体（一七九四年）、バタフィア共和国の成立（一七九五年）といふ事件が起ると革命政府は重役会（一七人）を解散させ、東インド貿易領土事務委員会（二八人）が会社の国営化を強力に推進し、旧特許の残余期間の経過を待つて一七九九年十二月三十一日には会社を解散する日程が組まれるに至つた。イギリスに亡命したヴィレム五世は旧植民地に戦争終結までイギリス主権のもとにはいるよう勧告したが、バタフィアの高等評議会議長ネーデルブルフ以下当局者はこれを斥けて母国の連邦議会に忠誠を誓う一方、フランスの自由主義思想の植民行政への浸透を防いだ。対日貿易の推移については、フェーンストラ・カイベルの報告する通り純益不足が目立ち、幕府の貿易制限の進行と相まってその継続の積極的理由を覗く傾向にあつたが、なお東アジアにおける勢力圏の確保、古来の友好関係の維持の重要さから、バタフィアは対日信用の維持に努めた。中立国船を傭つても対日貿易を維持しようとするオランダ側の理由は、このようなものであつた。⁽⁵⁾

中立国側にとつても、事情はさまざまであつたが、やはり同じ時代の波のなかで、傭船提供の理由があつた。ナポレオン戦争の影響で、北欧を基地として東アジアに進出していたブレーメン・デンマークの船舶は、帰国の便宜を失つて、傭船となつた。当時長崎にいた商館長ヘイスベルト・ヘンミーの父オットーは他ならぬ旧ハンザ同盟の一都市国家で神聖ローマ帝国直轄のブレーメンに生まれ、オランダ東インド会社に入

註

りケープの長官代理にまで昇進した人物である。⁽⁶⁾アメリカ合衆国は独立戦争の終結（一七八一年）から対英戦争の開始（一八一二年）に至るセイレム貿易の時代に、多くの船舶を捕鯨と中継貿易のために太平洋に送つた。とりわけセイレムは、革命戦争を境に大西洋岸の漁港から一躍世界の造船・貿易基地へと発展し、この地の出身のクリーヴランド三兄弟はそれぞれ極東の航海記を残し、その二人が長崎を訪れた。⁽⁷⁾

日本は、十八世紀末といえば、ロシア船の南下が始まつてはいても、

まだケンペルの『鎖国論』（享和元年）もクーケ・バッケルの『天馬異聞』（文政年間）も訳出されず、鎖国の枠組のなかで主に金属の流出に対する

関心が幕府の貿易政策の中心をなしていた。一七九〇年（寛政二）老中松

平定信は、オランダについていえば船数を一隻、取引額を七〇〇貫（七〇〇〇〇タエル）その内銅の量を六〇万斤（六〇〇〇ピコル）としたか

ら、ヘンメイはその制限の緩和に努め、一七九四年（寛政六）には向う五ヵ年間取引額を七五〇貫、銅の量を六七万斤に増すこととなつたが、それは定高制開始当時（一六八五年）の貞享仕法の三〇〇〇貫の四分の一でしかなかつた。これが、中立国備船の開始当時の概況である。

第2表は、このようにして長崎を訪れることとなつた備船の船籍、船長名、彼らがバタフィア当局と締結した備船契約及び積荷証券、ならびに出島商館あてにバタフィア当局が送つた訓令の日付の一覧表である。

イライザ号は、一七九七年と九八年に来航し、その船長ウイリアム・ロ

バート・ステュワートはその後二度まで密航して、その史実については比較的よく知られているが、初度の来航については日本側・アメリカ側の史料が極めて少なく、これまで、せいぜいハンドリック・ドウフの回

想録程度しか利用されずにいたが、オランダ側史料は少くない。⁽¹⁰⁾

本稿の目的は、この初度の渡来のいきさつを少しく詳細に辿つて見ることにある。

第1表 長崎入港欧米船舶数(1795-1817)

年 代	種 別		定 期 船	その他の	船 名(斜体のものは舗船)
	専属船	舗 船			
1795 (寛政 7)		1			Westcapelle
1796 () 8)					
1797 () 9)		A1			<i>Eliza</i>
1798 () 10)		A1			<i>Eliza</i>
1799 () 11)		A1			<i>Franklin</i>
1800 () 12)		A1	A1		<i>Massachusetts</i> , Emperor of Japan
1801 (享和 1)		A1			<i>Margarei</i>
1802 () 2)	1	A1			<i>Mathilda Maria</i> , <i>Samuel Smith</i>
1803 () 3)		A1	A2		<i>Rebecca</i> , Nagasaki, Frederic
1804 (文化 1)		N2	R1		<i>Maria Susanna</i> , <i>Gesina Antoinette</i> , Naezhdha
1805 () 2)		N1			<i>Resolute</i>
1806 () 3)		A1B1	A1		<i>America</i> , <i>Visurgis</i> , <i>Eclipse</i>
1807 () 4)		A1D1			<i>Moun Vernon</i> , <i>Susanna</i>
1808 () 5)			E1		<i>Phaeton</i>
1809 () 6)	1	[A1]			Goede Trouw. [<i>Rebecca</i>]
1810 () 7)					
1811 () 8)					
1812 () 9)					
1813 () 10)		→	E2		Charlotte, Maria
1814 () 11)		→	E1		Charlotte
1815 () 12)					
1816 () 13)					
1817 () 14)		2			Vrouw Agatha, Canton

(略号) A=アメリカ；B=ブレーメン；D=デンマーク；E=イギリス；N=オランダ；R=ロシア；f=行方不明；→定期船であるが英國支配下のもの

第2表 傭船と傭船契約(1797- 1807) 船籍国略号は第1表に同じ。傭船契約書のEは英文Dは蘭文Fは仏文を示す

年 代	船 名(船 籍 国)	船 長	日 付			商 館 長
			-般訓令	Charte Partij	Cognosment	
1797	Eliza(A)	W.R. Stewart	10 Jun 97	25 Mai 97 ED	9 Jun 97	Hemmij
1798	Eliza(A)	W.R. Stewart	26 Mai 98	18 Mai 98 ED	6 Jun 98	{(Ras)}
1799	Franklin(A)	J. Devereau	{ 26 Mai 98 11 Jun 99	{ 18 Mai 98 ED 31 Jul 99 FD	{ 6 Jun 98 12 Jun 99	
1800	Massachusetts(A)	W.V. Hutchings	5 Jun 00	12 Mai 00 ED	6 Jun 00	(Ras)
1801	Margaret(A)	S. Derby	16 Jul 01	8 Mai 01 ED	17 Jun 01	Wardenaar
1802	Mathilda Maiia(会社船)	G. Belmer		—	25 Jun 02	Wardenaar
	Samuel Smith(A)	G. Stiles	11 Jun 02	18 Mai 02 ED	25 Jun 02	{Wardenaar}
1803	Rebecca(A)	J. Deal	17 Jun 03	17 Jun 03 ED	29 Jun 03	
1804	Maria Susanna(N)	G. Belmer	{ 5 Jun 04	{ 3 Mai 04 D	9 Jun 04&	{Doeff
	Gesina Antoinette(N)	A.Musquetier		23 Mai 04 D	13 Jun 04&	
1805	Resolutie(N)	H.Voorman	11 Jun 05	23 Mai 05 D	11 Jun 05	Doeff
1806	America(A)	H.Lelar	6 Jun 06	30 Apr 06 ED	11 Jun 06	{Doeff
	Visurgis(B)	G.Herklotz		30 Apr 06 D	17 Jun 06	
1807	Mount Vernon(A)	J.Davidson	4 Jun 07	12 Jun 07 ED	19 Jun 07	{Doeff
	Susanna(D)	G.Belmer		10 Jun 07 D	19 Jun 07	

日本外國關係史」(一九四三年刊)三〇一一三〇。

○五頁所収の一覽表を主として「一九四五年度オランダ國立中央文書館所蔵日本オランダ商館文書」とよび記正増補してある。なお近年の研究によれば Lee Houchins, "The early American experience in Japan 1791-1809; A reexamination," Seminar paper, 1973 (Mineo) がある。

2 金井圓「中立國傳船期の日蘭貿易」(『海事史研究』8、一九六七年四月、五一六八頁)。

その後、一九七六年秋学期の東京大学文学部の講義「中立國傳船と鎖国」において加筆訂正した。

3 永積昭『オランダ東印度會社』(一九七一年刊)一六九頁以下。

4 J. Feenstra Kuiper,

Nederl Economisch-Historisch Archief, 3) 's-Gravenhage, 1921. blz. 303—

305. 板沢武雄『日蘭貿易史』(一九四九年刊) 1111—1111頁。沼田次郎『王國』(一九四七年刊)。森田 Madoka Kanai, "Nederland en Japan, 1602—1860. (M.A.P. Melink-Roelofsz., ed. *De VOC in Azië*. Bussem, 1976.)

5 永積、前掲書。田保橋、前掲書。斎藤国具『アーチェル・ヘッド本』(一九一一年刊)。

6 Dieter Glade, *Bremen und der Ferne Osten.* (Veröffentlichungen aus dem Staatsarchiv der Freien Hansestadt Bremen, Bd. 34.) Bremen, 1966. Bl. 12—26. 船水益教授の御教示。

7 話への講義のやさしくてよくわかる博物館所蔵史料よりその写真を貼り付ける。

8 19 Madoka Kanai, *A diary of William Cleveland, Captain's clerk on board the Massachusetts*. Quezon City, 1965. 6話説を増補した。

9 斎藤、前掲書をはじめ近年の片桐一男氏の研究に及んで、多くの論文が再度来航とその擱坐浮揚に関する研究がある。

10 林輝編『通航一覧』には再度、三度の渡米のことは見えるが、初度の渡米についてはその北亞墨利加部(卷之三十一)の二度目の記事のなかに「右ヘチワルトは北アメリカ洲ニウーヨーク、則新阿蘭陀と申國ノ者御座候。長崎表(カカ)よりも、寛政九年より午未申年、連綿渡來候」などとなく書かれてくるだけだ。リバーヨークをニューヨーク・ステルダムの古名にちなんだオランダに結びつけた説明したと思われる苦心も偲ばれるが、末年は第1表に見る通り衍である。阿蘭陀國部八以降の御奉公筋(卷之三百四十六至八)によると年の風説書のことは見当たらない。しかし、この一連の中立國備船の第一号としてのライイヂ号の来航が、幕府当局、少くとも出先官憲ならしその属僚、通詞たちに何らの衝撃を与えたかったはずではなく、だからこそ、翌々年着任し、のち一八〇二(享和三)年から一八一九(文政)二年まで商館長であったライイヂの日本回憶録

(Hendrik Doeffer, Jr., Herinneringen uit Japan. Haarlem, 1833. 邦訳、斎藤阿具『ヅーフ日本回想録』一九〔八年刊〕に「此船は日本國の面前並に航海中常に和蘭國旗を掲ぐることとし、又その船中には和蘭会社員一人乗組みたり。然して当時の甲比丹ヘンメーは、此船が實際会社の雇入れたるものにて、船中の積載物は悉く蘭国の貨物なることを保証せしが故に、其の入港は日本人によりて許可せられたり」(原書六一頁、訳書八一頁)と記してゐる。そのヘンメイの苦心が、くわゆる外國船打払令(一八一一〔文政八〕)一八四二〔天保一二〕の施行以前とは云々、従来の「大猷院様遺法」の再検討されつあった時代(田保橋、前掲書、三七七一三九〔頁〕)のことであつただけに、ただならぬものであつたことは予想される。以下の本論はこの予想を史実として証明することに當てられる。

一 傭船契約の成立

——海事法上の一事例——

傭船とは、海上運送とともに、船主と傭船者との間の対等かつ自由な行為であり、古来、海上企業の慣習として行っていた。蒸氣機関の発展による定期航路の開設以後ほど厳密なものでなくとも、物品の運送と傭船料の支払いを文書で約束する傭船契約は早くから見られたが、十八世紀末のバタフィア総督府による傭船は、船長の任免権を伴わない船員つき船腹利用の運送行為として行われたようである。

イライザ号自身が翌年長崎で擱坐し、浮揚後も呂宋で解体され、船長ステュワート自身もその後一度来日した挙句消息を絶つため、アメリカからは史料が得られず、従つてこの船がいつニューヨークを発ち、どのような事情でバタフィアにたどりついたかは皆目判らない。この船の名は、一七九七年五月二十五日の傭船契約書⁽¹⁾に「目下当碇泊地に滞泊中」として始めて現われるだけである。

その契約は、一七九一年ウイレム五世が任命したインド高等評議員たちのひとりヨハンネス・シーベルクとイライザ号船長ステュワートの間に取交されたもので、往復の運送、傭船料の現物支給から、儀装・航海

上の諸義務と違約の処置、貨物の積卸及び管理の責任の分担、糧食調達及び船員入院に対する便宜供与の弁済、日本入国不能のさくの処置に至る全一九条が各頁左に英文、右に蘭文で一一頁にわたって記され、日付のあと、両文に兩人各々の自署があり、その中間に蠟印一顆ずつを捺してある。今、日本オランダ商館文書中に残るのは同時作成四通の内の一通である。その訳文(標出は訳者による。以下同じ)を下に掲げる。

前文

我々、ともに下に署名したもの、すなわち先ず第一に、インド高等評議会員(蘭文「オランダ領インド」兼代理總督ヨハネス・シーベルクはオランダ領(蘭文「全オランダ領」)高等評議会員閣下等により上記の資格を賦与されて、かつ特許オランダ東インド会社の名において

○蘭文「東インド会社のためいかの名において特許された」この文書を契約しかつ通過させるとの今月二十日の決議に従い、荷主(運送人)として、

また、

第二に、目下当碇泊地に滞泊中のアメリカ船(蘭文「小イライザ・オヴ・ニューヨーク号」の船長ウイリアム・ロバート・ステュワートは、上記の六〇〇トン積みの船の所有者ならびに船主(貸付人)として、

相互に上記の船の運送につき同意に達したことを宣言しかつ証明し、同時にこの文書によつて以下の諸点に同意することを宣言するものである。すなわち、

第一条 第一署名者は上記の船の所有者(蘭文「所有者」)として同船を上記の会社に貸付けるが、それは日本への航海を行ひ、そして同船に積込まれる貨物を、この首都バタフから上記の地への往路と復路と、ともに運送するためであり、かつまた、その対価としては砂糖一〇〇〇ピコル及コーヒー豆一〇〇〇ピコル、もしくは、それらの品々が現在個人あてに売られている値段すなわち、砂糖一ピコル当たり八ライクスダーレル、コーヒー豆一ピコル当たり五ライクスダーレルの割で計算された、それと同等の価値ある

ものが、彼の日本からの帰着にさいして、それらの品々で、もしくは、会社がそのさい売品として所持する他の品々で、支払われることとし、どの品も、許可を得た上、いかなる経費もかけることなく^{○蘭文「以上十四字を翻く。」}無料で船上に配達されることとし、同時に、もし船主が自ら上記の品々を他のどこの地へも輸出したくない場合は、彼はそれらの産物がバタフィアから輸出されることを条件として、自由に他の人々にこれを売却することができるものとする。

第二条 船主は、上記の船を彼自身の勘定に基づき、確實かつ堅固に、しかも上記の航海を行い、会社の積荷を積込むのにふさわしい状態で配備し、かつまた、前記の船が凡ゆる必要品を供給されるよう世話をするものとする。

第三条 上記の船は、遅くとも来る六月半ばには海上に出るため、可能な限り速かに、積荷を積込み当碇泊地を去る準備を整えるものとし、荷主^{○蘭文「の」}は、このことにつき凡ゆる必要な援助を与える義務あるものとする。

第四条 上記の船の乗員は、船長を含めて八一人とする。

第五条 この船に乗る船長と上級船員たちは、この傭船契約及びその他この航海のために別に起草されて上記の船に与えられる等の訓令の趣旨に従うべきものとする。

第六条 船長ステュワートは積荷が積込まれ、かつ乗員が正常な配置につけられ次第、彼の上記の船で目的港に向け前進し、その他において荷卸しが行われ、かつ再び積込みが行われてのちは可能な限り速かにこの首都に向け帰りの航海を進め、しかも、非常に緊急の理由をもたない限り、いかなる口実を設けても、他のいかなる港にも寄港しないこととし、そして、万一千そのような事態が生じた場合には、彼は彼の帰着にさいして充分にその事態に對して責任を負うよう義務づけられるものとする。

第七条 前記の船には荷主の特別の許可ある場合の他は、当地においても日本においても、いかなる種類の貨物も積込まれてはならない。但し、必要な糧食はこの限りでない^{○蘭文「積込まねても宜します。」}。第八条 違犯の場合、船主は六〇〇〇ライクスダーレルの罰金を徴収され、しかも総べての貨物は荷主の所得として没収されるものとする。

第九条 荷主は、上記の地への往復の航海を行うため彼が正当と考へる行政上ならびに航海上の要員を、運賃を支払うことなく乗船させることを許されるものとする。但し、これらの人々は彼等の必需品が荷主により提供されることとなつてるので、船主にはそれ以上のかかる迷惑をもかけることなく、船室に宿泊すべきこととする。

第十条 バタフィアより日本へ、また日本よりバタフィアに向け会社が上記の船に積込む荷物の積荷証券は、船長ステュワートもしくはその代理人^{○蘭文「彼の人格を代表する者」}により署名さるべきものとする。

但し、彼は往復とも、箱、桶なしし樽の数量を良好な状態で配送することに對してのみ署名し、その内容ないし重量については責任をもたないことで契約を満たすことができる。但し、そのことを積荷証券の末尾に明記することなしには、いかなる痛みのあらる、もしくは粗悪な箱、樽もしくは桶をも積込まないよう、注意することを義務づけられるものとする。

第十二条 荷主は総べての貨物を差別なく当地ならびに日本において無料で積み卸しすることを義務づけられることとし、かつ、船主は上記の貨物が船上に受領されるまでは、貨物に對する責任を負わないこととする。

第十三条 上記の船は日本に到着したさいには必ず荷卸しを行ひ、季節の状態及びかのかの地^{○蘭文「かの地」}の慣習に従い適切な時に發できる^{○蘭文「出」}ため、可能な限り速かに再び積込みを行うべき

禁品積載の
契約品
止

違約金

乗客の處

第九条 前記の船には荷主の特別の許可ある場合の他は、当地においても日本においても、いかなる種類の貨物も積込まれてはならない。但し、必要な糧食はこの限りでない^{○蘭文「積込まねても宜します。」}。

第八条 違犯の場合、船主は六〇〇〇ライクスダーレルの罰金を徴収され、しかも総べての貨物は荷主の所得として没収されるものとする。

第九条 荷主は、上記の地への往復の航海を行うため彼が正当と考へる行政上ならびに航海上の要員を、運賃を支払うことなく乗船させることを許されるものとする。但し、これらの人々は彼等の必需品が荷主により提供されることとなつてるので、船主にはそれ以上のかかる迷惑をもかけることなく、船室に宿泊すべきこととする。

第十条 バタフィアより日本へ、また日本よりバタフィアに向け会社が上記の船に積込む荷物の積荷証券は、船長ステュワートもしくはその代理人^{○蘭文「彼の人格を代表する者」}により署名さるべきものとする。

但し、彼は往復とも、箱、桶なしし樽の数量を良好な状態で配送することに對してのみ署名し、その内容ないし重量については責任をもたないことで契約を満たすことができる。但し、そのことを積荷証券の末尾に明記することなしには、いかなる痛みのあらる、もしくは粗悪な箱、樽もしくは桶をも積込まないよう、注意することを義務づけられるものとする。

第十二条 荷主は総べての貨物を差別なく当地ならびに日本において無料で積み卸しすることを義務づけられることとし、かつ、船主は上記の貨物が船上に受領されるまでは、貨物に對する責任を負わないこととする。

こととする。

積荷の管 理 第十三条 積荷に関する総べての経費は荷主の勘定で支出され、しかも同人はまた、当地においても

いても必要な人員の補助を提供するものとする。

糧食の調 遠

第十四条 船主が何らかの糧食を必要とする場合、もし個人を通じて入手できないならば、それらは当地において、時価で彼に供給されるものとし、またもし日本で修理をしたいと望むなら、同地において、凡ゆる援助が彼に与えられるものとする。但し、総べては彼自身の勘定とする。

糧食船員 の療養

第十五条 もし彼の乗組員のうち誰かが病氣となつて船主が彼らを日本で入院させたい場合、事情により彼にはそうさせることが許されるものとする。但し、彼、船主は日本からの出発のさいには彼等を当地へ送り返すため必ず乗船させ、かつ入院費は彼の勘定とするものとする。

船長の債務弁済方

第十六条 第十四条及び第十五条に記された総べての支出については、船主は上記の船の船長としてその支出の勘定書一通に署名するよう義務づけられるものとする。それは彼の当地もしくはその他の地へ帰着ののちに^(○蘭文「ビ」)その支出額を補償し、もしくは運賃から差引くためである。

入港税

第十七条 上記の船長ステュワートはバタフィアに帰着したさい当地の碇泊料を免がれ、かつまた日本到着のさいもこの種の経費を免がれる。後者は荷主の勘定とするからである。

荷卸後の期間

第十八条 上記の船の当首都への帰着の翌日には荷卸しが開始されるべきものとし、その期間は一四日以上に亘らぬこととする。但し荒天で航行不能の日数は除外し、このような不利な場合は、船主は、上記の期間満了後、一日当り一〇〇ライクスダーレルを受領するものとする。

日本入港

第十九条 前記の船が日本から帰着して本傭船契約第十条の趣

不能の処置 合の處置 旨に従いその積荷を配達し終つたさいは、運送行為^(○蘭文「明記された運送行為」)

その全額、ならびに協定された産物は「船主の」利得と見なされるものとし、そのさい彼、荷主は、もし船主が、不測にも、彼自身がそのことの原因でないとの条件で^{(○蘭文「彼自身の」「もしくは(のみあり)」)}

航海から帰つたときは、それにもかかわらず、上記の協定された運送に対しては、彼が当地で上記の船に積んだ船荷を引渡したのちに、産物でなり、またはそれと同額の貨幣でなり支払が行われるとの条件に拘束されるものとする。

確認文書 上記の諸条項の実施のために我々はこの文書に通用の署名と印章^(○蘭文「手署と自署と誤り記す。」)を加えてこれを確認し、かつこの同文の契約書四通を作成した。

バタフィアにて一七九七年五月二十五日

J.S. シーベルク (自署・捺印)

W.M. R. ステュワート (自署・捺印)

○日付と署名とは英・蘭両文の末尾に中間に一顆宛を捺す。
夫々捺し、印章はその間に二人が

傭船契約第五条・第十条に見える積荷証券は、バタフィア城にて一七九七年六月九日作成された総督メーステル・ピーテル・ヘラルドウス・ファン・オーフルストラーテン及びオランダ領インド評議会のため、オランダ東インド会社の上級商務員兼商館長メーステル・G・ヘンメイ宛に送られる積荷の品目別に数量・価格を記した五頁にわたるリストで、二通作られたものの一つが残り、ステュワートが自署し、誓約文言とも蘭文であるが、自署の上に「重量及び内容は知らず」との英語が加筆されているのは、契約の第十条但書によつたものである。リストは商品と事務用品と食糧に分け、総額七六四七八グルデン九ストイフェル八ペニングと評価されている。今その三者のうち商品部門の集計を、二年前の日本からの注文リストと対比すると、第3表の通りであり、いかに、両

第3表 注文と供給の対比(1795:1797)

品名	Westcappelle 号での注文 (1795)	Eliza号での 船積量(1797)
Laaken 大羅紗	43 ps.	-
Laakenrassen 小羅紗	24 ps.	21 ps.
Croonrassen 織背板	130 ps.	7 ps.
Perpetuanen べるべとわん	150 ps.	520 ps.
Gingan taffachelas ぎがん鳴	900 ps.	1000 ps.
Chitsen patnassen 更紗の一種	1500 ps.	40 ps.
Armosijn 大海黄	40 ps.	10 ps.
Sjoucoutassen しくみたす鳴	20 ps.	10 ps.
Cherchanis しゅりしや鳴	20 ps.	-
D'herrijs 井柄鳴	30 ps.	-
Hamas fine 極上金巾	4000 lb.	100 ps.
Cattone garens 木綿糸	1000000 lb.	4000 lb.
Poeder zuijker 砂糖	2000000 lb.	500000 lb.
Sappanhout Bimas びま産蘇木	1000 lb.	34200 lb.
Moernagulen 母丁子	4000 lb.	1273 lb.
Peper zwarte 黒胡椒	4000 lb.	10000 lb.
Elephantstanden 象牙	4000 lb.	295 lb.
Thin Bancas ばんか錫	10000 lb.	37500 lb.
Bataviasche ongelden 会社支出金	-	2pa.

者との差が大きかったかが知られる。出帆までに、契約第一〇条に見える訓令もスティーフルトに渡され、たゞん英蘭両文が用意されたものと思われるが、蘭文の方の写⁽⁴⁾が契約書と同じ繰りに繰り返されてゐる。

註

- Origineel Charte Partij gesloten tusschen de Heer Commissaris Generaal Sberg en den Capitain en Rheeder van't schip *the Eliza of Newyork*, William Robert Stewart. Batavia, den 25. Mai 1797. (Aankomende Briefen en Bijlagen van Haar Hoog Edelheden in A_o 1797 pr *the Eliza of Newyork*) (K.A. 11748) (S.H. Film: 6998—1—47—11; Print 7598—9—193) n.c.
 - Origineel Cognossement Factuur wegens hetgeene ter ordre van Mr. Pieter Gerardus van Overstraaten, Gouverneur-Generaal, enz. Batavia in't Kasteel den 9. Junij A_o 1797, geteekent door Wm. R. Stewart. (*Ibid.*: K. A. 11478)
 - Copia Generaal missive aan Mr. Willem Arnold Alting, Gouverneur-General, enz. Japan, ten Comptoir Nangasackij, den 17. November A_o 1795. (Afgaande Brief en Bijlagen d' A_o 1795. Voort Comptoir.) (K.A. 11739) (S.H. Film: 6998—1—42—7; Print: 7598—9—228) n.c. § 34.
- 4 同じシーアルクが一七九九年にボスニア船籍のトトハク^{トトハク}を帆船最^{モダニ}トトハク^{トトハク}から与えた英文の訓令の本文が Ralph D. Paine, *The ships and sailors of*

old Salem; the record of a brilliant era of American achievement. New York, 1909, rev. ed. 1923. pp. 220—225. しかし、内容には微妙な相異がある。エントリ Instructie voor Kapitaen Willem Robert Stewart, commanderende het Amerikanske schip *the Eliza of New-York* gedestineert naar Japan. (K.A. 11748 参一~四) トトハク^{トトハク}を題する船記録本とトトハク^{トトハク}を船主として記す。

日本に向かうアメリカ船イホイザ・オヴ・ニューヨーク号を指揮する船長ウイリアム・ロバート・スチュワートのための訓令

人々が北緯約15度ないし16度のところに来たら、以下の如く、日本の作法に従う準備に、一層多くの時間をかけなくてはならぬ。

1 帆柱の末端や帆柱の先端に船旗や長旗をつけて満艦飾にする。
2 首席バンヨース^{船員たちの乗船のため机一脚を置き、布で覆し、クリン}三ノハ^{三個を用意する。}

3 乗組員、乗客、奴隸のそれぞれの名前、地位及び年齢を記した名簿を作り込む。

4 準士官たちや水夫たちの書籍は、祈禱書、十字架などとともに、統べてひとつの樽に納める。日本人はこれを密封して保管し、船が高鉢島に向かうとき返却する。

5 日本到着以前に船長は、準士官たちや水夫たちの現金を保管し、高鉢島へ向うとき持主に返すこと。日本では誰も現金での買物ができるため不便はないが密貿易はしない。各自必要ならばカピテンたちを通じて船内の銀貨相当の駄荷用貨幣と交換して使用すること。

6 田本が視界にはさうしたるオランダの船旗を帆柱^{マスト}、長旗を大檣櫓に揚げること。

7 右舷に唐王島、左舷に日本の陸地を見たる、唐王島の番所に対する九発の礼砲を発する。

8 左舷に高鉢島を見て通報するさくは九発。

9 右舷左舷にそれぞれ将軍の番所を見て通報するさくは、左舷に対してもみ、七発も九発。

10 日本の碇泊地に着いたる 111 締。

11 伊王島を入ると日本人が商館長代理とともに乗船するので九発。できれば第一条の船旗・長旗を掲げるが、スペイン・ポルトガルの旗を除くこと。

オランダの船旗・長旗は第六条によること。

12 右の代表団が船を去るときも九発。

13 船をとりまく多数の小船には危害を加えぬよう注意すること。不幸な砲撃は重大な結果を招く。

14 港内では日本人による人員点呼があり、その後は望む者は上陸できるが、それ以前に、古来の習慣により、火薬六樽、矛六丁、火縄銃六丁、広刃の刀六振の武器弾薬を揚陸すること。何れも高鉢島に向うさい返却されが、もし火薬が船上に残してあつたら、充分注意して、揚陸したものが返還される以前には発射しないこと。疑わしい場合は荷卸し後といえども日本人の臨検がある。

その他の作法については、現地の会社職員から教えられる筈である。

認証了、書記 J・J・ケイゼル（自署）

二 バタフィアの訓令と風説書

——不安の連鎖——

イライザ号に限らずバタフィア仕出しの日本向け定期船は、必ず総督府で用意した文書数十通の綴じ込みを後任商館長もしくは資格ある社員に托して運んだ。⁽¹⁾一七九七年の「イライザ号により一七九七年高貴なる閣下等より到着した書翰及び付属書類」と題する、現存の日本商館文書の一冊⁽²⁾は、その綴じ込みに表紙を付した原本であり、二通の文書目録のあとにバタフィアから出た一般書翰を始め三七通の文書を含み、すでに見た契約書、積荷証券及び船長あて訓令はすべてこの中に収録されている。それらの文書は、本来ならば会社所属船の場合には含まれないものであるが、もうひとつ、形式上普通でない文書⁽³⁾が一般書翰と右の書類との間に挿入されている。それは、次のもので、英文、蘭文の二通あり、ともに同一内容のことを記し、スチュワートが署名し、蠟印を捺し、とくに英文の左上には円形の社章を捺し、捺印者の署名らしいものまで添え

られている。



私は、下に署名したウイリアム・ロバート・ステュワートは、私の支配下にある船イライザ・オヴ・ニューヨーク号の所有者であるが、この文書によって、尊敬すべきオランダ東インド会社に対し、日本往復の一航海を行う目的で、私の前記の船を引渡すことと、すなわち譲渡することに同意するものであり、しかも、この理由のため私は、バタフィアにて去る五月二十五日付でオランダ東インド総督代理の資格をもつヨハンネス・シーベルク閣下と下に署名したウイリアム・ロバート・ステュワートとの間に協定された条項に見える通り、彼等の正当と考えるところを行なうため、その期間中を限り、私の前記の船を前記の会社に譲渡することに同意するものであり、しかもまた、上記の船を上記の通り譲渡し、もしくは引渡すことを一層強力な方法で批准するため、私はこの文書に私の通用の署名の印章を加えてこれを確認した。

バタフィア、一七九七年六月九日

Wm・R・ステュワート（印）

このような、一時的にもせよ、船主が荷主に対して、船体 자체を譲渡する旨を約束する証文が作成された事情は、同じ綴りの最初に置かれた一般書翰⁽⁴⁾によって判明するが、この一般書翰自体が、総督及び評議員ではなく、高等評議員三名の名で書かれ、形式を備えた総督名儀の一般訓令のほうは、前総督及び評議員が前年作成して日本への便船のないまま保留してあつたものをそのまま添えてあることが一層注意を引く。その高等評議員三名連署の一般書翰は、いわば、この異常な時期のバタフィアの長崎に対する特別訓令であつたので、その要旨を下に引こう。

(1) 謹厳にして先見の明あり思慮深き閣下等よ、
わが共和国がイギリス国王とともに巻込まれており、しかも

なお続いている戦争のために、最高政庁は昨一七九六年には一隻の船をも日本へ貿易のため派遣することが不可能であったが、この不可能な状態は今なお続いているので、我々は船の着かないところから生ずる混乱より貴下等を救い出すため、かつ会社のために日本への航海を行うため、一外国船を雇うこととした。我々は北アメリカ船イライザ・オヴ・ニューヨーク号の船長ウィリアム・ロッパート・ステュワートと契約したが、その傭船契約はここに添えた写しの通りである。

(2) しかし会社の費用で外国船を傭つたことが現地人^{○日本に}どう受取られるか確かでないので、我々は、貴下等が必要と判断するとき利用できるよう、前記の船長ステュワートから見せかけに出された、同船が会社の所有である旨の証明書を認証した。貴下等は、努めて事情を説いて友好的通交を維持してほしい。

(3) 船長スティワートに日本入港のさいの手続を教えるため我々は、それに従うべき訓令を同人に与えたので、その写しを同封する。また同船の入港を一層確実にするため我々は、すでに度々日本に行つたことのある会社の海将ヤコブ・イエプセ・ロイトを添乗させた。必要のきは貴下等が日本人に同人を同船の司令官だと紹介してもよろしい。

(4) この船の積荷については、同封の積荷証券について見てほしい。

(5) この積荷を送るについて問題となるのは、一七九五年の注文書のことである。それについては長い間オランダ本国から船が一隻も来ないので別のものを送るが、贈物については貴下等が会社の利害と日本人の嗜好に応じて最適と判断する方法で処理してほしい。しかし注文品については貴下等は日本人に、来年こそは必ず充分に持渡ること、またこの度新規の注文もとり、変更の希望もあるならそれを聞くと伝えてほしい。

先の注文
の処置

(6) 貴下等が上記の商品を処分して得られる資金の内より、来年の船荷流用金(7)

は別として本年は会社職員に賃銀及び委託金を支払う権限を我々は貴下等に与える。それにより彼等にすでにできており、また来る一七九八年八月以前に生ずべき負債を完済させるためである。

の船荷流用金(7) 上記の船は我々により秘密に派遣され、それ故商船が全く輸送されないため、商館長は日本人個人から銅を買付けるための資金に不足を来すこともあるから、我々は貴下等に本方の金庫から商館長に必要な額を用立ててやる資格を与える。但しのちに当地で精算できるよう適切な証拠書類を作成しておくこと。

の銅(8) 上記の商品の売上金を必要と判断されるだけ積立てておく権限を我々は貴下等に与えるが、今年に限って銅は日本人から入手できる限り、来年の銅の割当額にかわりなく多量に、上等で生

まの日本小麦五〇ないし六〇袋とともに当地へ送つてほしい。

(9) しかし当地には樟腦は有り余っているので、日本人の感情を害しないならば、その輸出を謝絶すること。

(10) 上に我々は本船の派遣が秘かに行われると述べたが、このことを些かも敵に知られぬようにするのに我々は責任をもつていい。

る。また我々はこのことを最高政庁にも知らせずにおかなくてはならないが、このことが、この手紙を貴下等が我々から直接受け取り、最高政庁の手紙は、一七九五年に貴下等より当地へ送られた書類に対して作成されながら昨年発送されなかつた命令書以外何も受取らない理由である。

(11) 最後に、商館長ヘンメイの後任者を送りたいと考えていたが、しかし状況が許さぬので、我々は、彼と貴下等が清廉潔白に業務を遂行し常に会社の最大の利益となるよう尽力するものと信ずる。

以上、敬意をこめて、
バタフィアにて一七九七年六月十日

貴下等の良き友

S・C・ネーデルブルへ（自署）

P・L・ファン・ヘーレストラート（自署）

J・シーベルク（自署）

見られる通り、外国船を傭つた理由と目的、ライザ号を仮に会社の財産と見せかけた事情、船長には訓令を与え、上乗としてヤコブ・イエプセ・ロイトを添乗させること、積荷目録を送るが、二年前の注文書の額に満たないための処置、商館長の本方・脇方勘定流用の権限、バタニアの必要とする商品のことなどに加えて、派船の秘密裡に行われた事情、後任商館長の渡航しないことなど、十一項目を言い含めてあるのである。

ここで舞台は長崎に移る。一七九七年度蘭館日誌の七月から八月の記事⁽⁶⁾、ライザ号の到着事情をつぶさに記す。七月二十一日（寛政九年六月二十七日）船一隻接近の最初の信号がはいり、知事すなわち長崎奉行から商館長に祝意を表わす使いが来る。翌日午後五時三十分にはそれがオランダ船であるとの信号が出た。出島の代表者が船に派遣され、例の書類の綴じ込みは夜十時に出島に運ばれた。

しかし、案の定、出島の代表と同行した日本の役人は、異常な事態に感づいていた。それは、オランダ人がいろいろと有利な証言をしたにもかかわらず、この船が会社の船ではないとの疑惑が、ついで、明らかに外国船であるとの徴候が、奉行や、役人や、通詞たちを「極度の混乱と不安に陥れた！」のである。通詞たちは商館長に繰り返し答弁を求め、商館長ヘンメイは「私の上長である指揮者たちの最大の利益と名誉に確實に一致すると考えるだけの、しかも、そのことにより彼等主人たち（東印度会社重役等）が、私という人間が何らかの過誤を犯すことによりって私の本来の目的を見失つてはならないとの覚悟でいる」という事實に私を結びつけておくに足りるほどの、そんな大きな注意と沈着さ」を必要とした、と書いている。⁽⁷⁾ともかく、その場にやって来た通詞仲間の人々に、ヘンメ

イは恒例に従つてその場で風説書を手渡した。

風説書は、船の到着のその日に新任の商館長が通詞たちに示し、通詞たちが直ちに訳述して、その草稿を奉行所に持参し、奉行所の承認を得た上で数通淨書して、その一通が江戸へ運ばれる仕組であった。⁽⁸⁾一八五九年（安政六）の江戸城火災で、すべての原本は焼失したが、一通だけ書物方の近藤重蔵が借り出していたため、類焼を免れ、今日まで残っている。それが、この寛政九巳年の和蘭風説書⁽⁸⁾で、縦三三糸、横一四六・五糸の奉書紙三枚の継紙で、曰六月廿八日付と、「かびたんげいすべるとへんみい」の自署と通詞目付三島五郎助と、加福安次郎以下八名の通詞の捺印のある淨書本で、大要次の六箇条から成っている。

- (1) 本年度のオランダ船一隻は、五月廿四日（西暦一七九七年六月十八日、すなわち積荷証券の日付の十日後）に「咬啞吧」を出帆して無事に本日着岸したが、僚船はない。
- (2) 去々年長崎出帆の船（ウェストカッペレ号）はその年十一月十七日無事かの地へ到着した。

- (3) フランス国の臣下逆徒が国王と王子を殺したとの風説は去る寅年に申上げたが、その後逆徒を追討し、王孫の内より國主を立て平和となつた。しかし、さらにイギリスがオランダに押寄せてオランダ所領商館の向き向きへ乱入し、ベンガルやコロマンデルの商館を横領した。

- (4) ロシアは女帝が逝去してトルコと戦つてゐる。デンマークとスエーデンと北アメリカの三国以外のヨーロッパ諸国は皆戦つていれる由であるが、オランダ本国からの船が来ないので詳細は判らない。ジャガタラへは荷物が来ないし、大船は軍用に供してて、「去年の儀は何分御当國に出船の手當難相成」、しかも航路には敵船がいて今年も長崎への派船は難かしかつたけれども、「色々評議が候処」、通例の航路を大船で通らず、東南寄りの別の航路を小船で渡すこと、その航路は暗礁が多いので、その辺の事情に詳

しる船員を新に抱えて有合せの荷物を積んで到着したる、かびたん交代の期年であるが、敵船防ぎのため各商館へ行き、しかも多くの人々が死失したため新かびたんは送らなくなつた。

(5) 「咬離吧」ぜねらるのアルティングは引退し（一七九七年一月十七日）、從来の「瓜連國奉行」のファン・オーフルストラームが就任した。

(6) この節、海上に中國船は見当らなかつた。右の外變つた風説はなく、蘭文は残らなつたが、右の「風説」の多くの点が事實を必ずしも伝えてゐることについては、幸田成友博士の研究があるので繰返さない。

註

1 いわゆる出島受信文書集で、ほとんどのものが、發信文書の控とともに、出島に残つてゐて、他の帳簿類とともに、エンクル・キュルシウスの商館長在任當時以後三回に分けてオランダに送られ、國立中央文書館に収蔵された。金井圓「エンケル・クルティウスのもうひとつの貢獻」『日本歴史』一八六、一九六二年）参照。

2 前章註1・2・4参照。その内容は東京大学史料編纂所編『日本關係海外史料叢錄』第1弔1-17回頁と示してあるので省略す。

3 Een origineel bewijs in het Hollandsch en Engelsch van den Captain Stewart, gedateert den 9. Junij 1797. 前章註1に同じ。訳文は英文に拠ったが、蘭文では、「ローブー」と綴字が「ローベー」となり、「所有者」が「所持者にして所有者」にならず、「彼等の正當と考えるといふを」が「隨意に」となって、その程度の差異があるが、大意には変わらぬ。

4 Secrete origineele missive van de Heeren Commissarissen General S. C. Nederburgh, P.L. van Gerestrat, en J. Siberig aan opperhoofd G. Hemmij en Raad Batavia, den 10. Junij 1797. 証書の註1-17回と叢書。

5 Origineel gemeene rescriptie van Alting, enz., aan Mr. Gijbert Hemmij te Decima. Batavia in't Kasteel, den 4. October 1796.

6 Japans Dagregister Anno 1796/7. Voor 't Comptoir. (K.A. 11717) (S.H. Film: 6993-1-27-5; Print: 758-7-165) blz. 35-46.

7 Ibid. blz. 36-37.

8 法政大学蘭学研究会・日蘭学会共編『阿蘭陀風説書集成』上巻（一九七七年刊）（本書には日蘭学会版と吉川弘文館版がある）。110-114頁。
9 幸田成友「寛政九已年の和蘭風説書」（『史學』一六一三、一九三七年刊、のち『史話東と西』一九四〇年刊及び『幸田成友著作集』第四卷、一九七一年刊に収録）に、慶應大学永沢邦男教授（近藤重蔵監修）の手許から発見された事情が見える。法政大学前掲書上巻には鈴井沢永沢家本文の写真を載せる。

III 異國傭船の衝撃

——商館長と通詞仲間——

上述の「風説書」の淨書が行われてゐる間も、通詞たちは、心の動揺を隠しきことができなかつた。エンメイはその日の日記に、通詞仲間の発した「何故、特別に色の黒い船員たちやオランダ語でない外国語を話す士官たちが乗組む、こんなに小型の外國船が当地へ送られたのか、また、ラシヤ類その他注文の商品がこの船でまとたく運ばれて来なかつたか」（第3表を想起せよ）とこう質問に対し、次のように答えた、と記してゐる。

最高政府（バタヴィア）はローバー（今行われてゐるイギリスとの戦争により、今年は様々の外國船腹を中立諸国から田下のところ用立ててこますが、それは、彼等自身（バタヴィア）の高価な船体を各地で戦争の危険に曝さなくてあります。それ故、この小型の船をまた秘かに当地へ派遣しましたが、それはただ、最高政府が皇帝陛下（將）に対する最高の忠誠のしるとして、また、当地に在る余社の職員たちに対する人間愛の心からなのであり、さらに同時に、一七九五年（寛政）のスニッペ船ウエストカッペル号の出発以来、幾分なりとも知事閣下（奉行）により貿易に改良が施され認められたかを知らうとするために他ならず、しかも、このよくなき危機にさして

は、会社からは、改善の希望が不確実でしかもほんの僅かしか持てない状態のままで貿易を営むことは要求されていない「にもかかわらず敢てやって来た」のです。

また、この点につき適切な回答が与えられるようでしたら、彼等高貴なる閣下等^{○ペタフィ}は、彼等の側から、いつでも日本国との連携を維持して、友好国相互にのみ示すことができるほど充分な品々を持渡る用意があるつもりです。そのさいにはまた、たとえ戦争の混乱が生じても、彼等は、それでもなおそくすることを許すに違いありません。来年こそは、なお今後多年にわたって双方に満足の行くよう貿易を栄えさせるのを目的として、充分な商品と贈物と珍奇な品々を積んだ大型の船を当地に送る計画があり、しかもそのことにつき何なりと文書を用意して知事に差上げるつもりであります。

翌一十三日（六月二十九日）は日曜日であるにもかわらず、商館長や船将ロイトは多忙であった。日記には「船を繫留させるため船上に赴いた」が「その後、会合をもつた」としか記していないが、この日、奉行所からは「風説書」第三段末尾の商館長交代不能の件につき、「風説書」に署名したのと全く同人数の通詞たちが捺印した長崎奉行平賀式部少輔貞愛の命令が届いた。商館長の向う一年の滞留を承認し、但し明年は江戸参府を行うようにといふもので、日付は「一七九七年ロクグワツ二十九日」となっている。会議といふのは、船将ロイトを加えて、外国船渡來に対する日本人の反応に対して慎重に臨むべきこと、三長官の訓令に従い取引を営むべきこと、新総督に対する忠誠誓約の儀式を近く行うべきこと、その他を議している。ステュワート⁽⁴⁾が隠して持参した阿片の処置についても言及している。その決議録の全文は以下の通りである。

決議

商館長マーステル・ヘイスベルト・ヘンメイ閣下によって下に

船将ロイトを参考
せしむ

米船米來着
す慎重なれば深着

署名した人々が召集され、閣下は先ずその人々に以下のことを知らせた。すなわち、通常の会議員たちが当地には不足しているため、閣下は何ら公式の会合をもつことができないが、それにもかかわらず、可能な限りその目的を達するため、この取引期間中の度々の決議の指名するところによつて、ひとりの資格ある人物に彼の補助の仕事を引受けもらうことを適当と考え、そしてその目的のため、目下当地に在る船将ヤコブ・イエプセ・ロイトを、同人はすでに度々日本に来たことがあり、そしてこの地の状況や会社の活動につき熟知しかつ日本人の経験にも精通しているので、招致したところ、そのことは上記の船将により快く受諾されたこと。

その後、議長閣下は次のように続けた。すなわち、到着した北アメリカ船イライザ・オヴ・ニューヨーク号は秘かに派遣されたものであり、また当地では尊敬すべき会社の最大の利害をかけて閣下に凡ゆる慎重さが要求されていることに鑑み、高貴にして厳正なる大いに尊敬すべき代表閣下等の最高意図に關して、彼は、該船イライザ号の派遣に関する秘密は、尊敬すべき会社の貿易の遂行、ならびに日本政府にとつてすでに足手まといとなつてゐるものと、一同に判断されなくてはならず、彼等高貴にして厳正なる大いに尊敬すべき閣下等が彼及び当地で組織されている評議会に宛てた、すでに受領されているとも尊崇すべき書翰に述べられてゐるように、もっぱら注意を傾げなくてはならず、しかも、今後生ずべき残余のことからをこの会議及び今後行われる度々の会議において適切に処理すべきである、と信する、と。

会議員はこの点につき完全に意見の一致を見たので、閣下はさらに、今述べたばかりの高貴にして尊敬すべき書翰ならびにそれとともに受領された付属書類の個々の箇条を読むこととした。

訓令を遵

三高官を逐
參議す

守し治安
べし
べし

いる命令には絶べて可能な限り厳格に従うべきこと、絶べての活動にさしいて会社の最大の利益と我が国民の名誉に留意すべきこと、通常の法令を公布しかつ公示すべきこと、そして取引期間中人夫の海賊行為に對しては万全の対策を講ずべきことが決議された。

小麦六十
俵を発送
すべし

特別資格
を諮詢内に
問の旨し受
回答す
べし

さらに、何は措いても先ず年番通詞に六〇袋の小麦の注文を発すること。「出帆するのに」良い時期に準備を整えることができるためである。

さらに第一署名者により、彼等高貴にして厳正なる大いに尊敬すべき閣下等の寛大にして慈愛溢れる心情がこの船の特別の派遣により、とりわけ、一七九六年には一隻も船がこの地に向けて派遣され得なかつたことに鑑み、彼とその他の当商館の職員たちを苦境から救出しかつ慰藉を与えることを、また、このたびは、当地に在る職員たちの稼いだ賃金ならびに、このたびの取引に当たり生ずべき割増金を供給するといふ祝福すべき資格を与えることを目的とし、そして特にまた彼を、商館長に許された私用の銅の買付けのため、それに必要な貨幣を当地の会社の金庫から受取ることができ、それについての正当な証拠書類を提出することにより、バタフィアにおいて精算され得る状態に置くためであつたことが、とくに考慮されて、そこで、この恩恵ある特権賦与の事実を当地にある残余の職員たちに正しく知らせることが決議され、またそのことに対する凡ゆる謝意を彼等高貴にして厳正なる大いに尊敬すべき閣下等に証言することが義務づけられているものと判断され、その旨を議長閣下は最高に鄭重な返書を認めて上記の彼等高貴なる閣下等に送るべきことを嚴肅に引受けた。

さらにまた、一七九六年八月十九日付及び本年二月四日付の最高インド政府の彼等閣下等の尊敬すべき回状によつて、高貴にして厳正なる大いに尊敬すべき代表閣下等は、繰返し行われた強力

伊王島
有効なり
信號旗

ド特別評議員にしてジャワ北東岸の長官兼理事者メーステル・ピーテル・ヘラルドウス・ファン・オーフルストラーテンを、上記のアルティング閣下の後任としてオランダ領インドの代表者兼総督となるよう指名したこと、そのさい、上記の閣下の前記の二つの顯職への就任の公示を当地で然るべき日に彼の属僚たちに行わせ、かつ前記の最高の閣下の最高の地位への就任の公示のさいの計画に従い、この会議の状況に応じて儀式を執行せよとの命令を下したことが判明したので、そこで、来るべき最初にして最善の機会にこれを義務として遂行することが決定された。

さらに商館長は船将ロイトによつて、イライザ号上では日本の海岸へ接近するさい、どのあたりで、伊王島の北端に掲げられたオランダ国旗を認めたかを告げられ、この第二の署名者は、その旗が海岸を去る一マイル先ではつきりと見えただけなく、到着するどの船舶にとつても確実な識別に役立つ旨証言したため、そのことにつき、彼等高貴にして厳正なる大いに尊敬すべき閣下等に鄭重に報告することが可決された。

最後に議長閣下は、本日付で船長ウイリアム・ロッパート・ステュワートにより閣下ならびにこの会議に宛てて提出された一通の書翰を提出したが、その内容は、私の販売品に關して商館長から得た情報に従えば、日本の法律のもとではいかなる品も船上に残し置かれてはならない由なので、彼は閣下に、なお三九箱にのぼる、乾燥して軽量にした阿片が彼の私物として船上に置いてあり、それを彼はバタフィアでは売りに出さなかつた上、急ぎの出帆のため返却するわけにも行かなかつたのであるが、それ故、そ

総督
を當り
督交
し督
を當り
督

阿片は片はとしすと陸荷揚し

れを、どんな値段でもよいので脇荷として売らせてほしい、とうものであった。

この件につき適切に議論が行われ、そして、当地ではその品に對しては何ら禁令がなくまたそれを売るさいも尊敬すべき会社に對する先入見もほとんど存在しないこと、また主として日本の法律は、密貿易を防ぐため何らかの商品を船上に残し置くことを許していいことが考慮されたが、そこで、本方荷物の荷卸しののちの船の検査にさいしてさらに存在し得る筈の総べての雑貨の運び出しのとき、もしその分量だけを船内に隠匿することが不可能であつたら、上記の阿片及びその他の脇荷を岸に揚げさせ、そしてこれを日本人に委ねて、彼等がそれを取引する氣があるかどうかを知ることが最善であると全員一致して判断された。

閣下等ができる限りの御仲介の労を取つて下さるよう、いつも友好的に懇願いたします。といふのは、会社は目下のところ、このような基礎「幕府の制限」の上では、これ以上貿易を継続しかねるような状態にあるからであります。

こうして、「ここに懇願に及ぶ」いくつかの理由のひとつは、最高政庁アバタフイアがこの機会に、同時に、いつたい一七九五年以来、貴閣下に対しても彼等^{アバタフイア}の總督の貿易に改善が認められたかを知りたいことにあります。それは、今後、この小型の船が「アバタフイア」に帰つたさい、彼等上長閣下等がこの商館のための処置をとりかつ決定することができるためであり、引続き常に皇帝陛下のもとで責任をもつておりかつ「入国を」認められることを明らかにできるためであります。

次のことを貴閣下は決して理解できない筈はあり得ないことで
しょう！ すなわち、もしイング最高政府が、そのことによつて
のみ会社の貿易が、「日本で」続けて維持され得るような、銅の増
量、商額の引上げの見通しが確実であると考えることができら
う、そのさいには、まず、速かに行われるよう期待されている平
和条約の締結ののちに、至るところで、すなわち祖国^{（オランダ）}におい
ても、インド地方においても、現在までに敵により焼払われ破壊
された工場を、日本国向けの織物を急いで発送するため、新たに
再建させるのに必要な命令が下されるに違いありませんが、そ
ためには、多額の資金が投下されなくてはならず、やはり、繁栄
の確証のないままに、不確実な状態での貿易が会社によつて行わ
れるわけにはいかないのであります。

して翌二十四日（七月一日）に商館長は、奉行あての手紙を書いてたちに示した。三高官の指示に従い、外国船を備つてまで敢て渡航したのは、かねて出願中の貿易額増加の件を幕府に取次いでほしいとしたとする調子の高いものであった。その全文は以下の通りである。

「とも高貴にして尊敬すべき長崎の知事フィラカ・シキブノジ
ヨユノカミ〔平賀少輔貞愛。部様、

○江戸幕府に親切にお伝え下さるよう、また、一七九六年以来非常な損失を伴なつて行われてゐる会社の貿易を改善することにつき、貴

（著者名） G・ヘンメイ
認証了、 J・J・ロイト
B・ランセボーム L・W・ラス
(5) (自署)

(21)

希望してゐるやあり、それは、とりもなおさず、会社が今ではすでに七年間もの間、ほんの半分、すなむか〇〇〇〇ターマル貿易¹ しか「追加分として」受取ることができず、大きな損害を蒙つてきたからに他なりません。

そこで、貴閣下にお願いなのですが、このことを伺とかしい、同人² の雄辯によつて皇帝の宫廷に、最も良きようにおひろめ頂きたくと存じます。それは、本件につき、今年こそは、インド最高政府に快適なる確証を伝達でき、他方、私が、本件につき同人³ に以下のことを堂々と確言することができるため、すなわち、私の主人の重役たちも、その場合には完全に、明年こそは日本国のために凡ゆる種類の商品や珍奇な品々を送つてよこすつもりになる筈であり、それは、とりもなおさず、両者の側の満足の行くよう、なお多年にわたつて貿易を継続することができるためなのであります。

以上の点につき、恩恵ある御返事を期待しつゝ、特別の尊敬の念をこめて、貴閣下のことの忠実なる僕たるの光榮を有するものであります。

(署名) G・ベンメイ

(脇に) 出島にて、一七九七年七月三十一日。

ベンメイが読み聞かせるのを聞いていた通訳は、期せずしてこの文章を奉行に提出できなく、とてて出した。とりわけ「もし貿易が改善されたら、そのまゝは、毎年参府旅行が商館長により行われ、しかもその総べての経費は以前の方式で「オランダ側に」課せられており宜しく」と書き加えてほし、と迫つた。ベンメイは、私にはこれに変更を加える資格がない、ひたすら奉行の回答のみを待つのであり、それをバタフイアに送つてのち私のところへ手手段が決まるだけである、と述べた。通訳たちは、なお、この種の船を長崎港内へ入れたことに自分たちが責任をもつたくはならぬことの危惧があつた。ベンメイは、「君たちの

個人的関心に付いて語らなむ、たとえ小型の船であつうと、凡ゆる種類の商品を満載しておひらめ、しかも最高当局者閣下等の積極的な認可の証明書が当地へ送られてくることを、君たちは欣ばなくてはならぬ。その他のことで、私の業務に容喙しなくてほしく」と述べた。そしてその手紙は訳出されて奉行所へ送られたが、同じ日の午後、慣例に従つて、外国人掛町年寄たちの面前で積荷証券が会所役人たちに手渡された。

その翌日から、まず文房具など検査免除物品から荷卸しが始まり、七月二十七日には、奉行所からよく報せが来た。⁴

私のところに年番たちがやつて来て、嬉しそうに次のことを確認した。すなわち、知事は私の手紙を快く受取つて、彼が「オランダ人に對して」完全な好意を寄せてくることを私に確信させてくれ由。また、私は、貿易が改善されることを疑わなくとも宣しよ由。

ハハシド、出島は、星祭り（七夕）や灯籠祭り（盂蘭盆）のある平穏な日々を迎えるのであつた。

一時は、どうなることかと氣を揉んだオランダ人・日本人は、この経験によつて、中立国備船のその後の来航に処することを覚えた。このことがステュワート等の私企業のための長崎訪問への関心をそそつたひと並んで、危機意識としてのくわゆる「鎖国」觀確立以前のわが鎖国の一断面がそこに示されたりふとに注目したのである。

1 Japans Dagregister Anno 1796/7. Voor 't Comptoir. (K.A. 11717) pp. 37
註

—39.

2 Ibid. p. 39.
3 Translaat der order van den Heer Firaka Sikiboe no Sioju no Cammi Samma, Gouverneur van Nangasackij voor Hollandsche Opperhoofd afgegeven. Decima, den 29 Roegnats, A. 1797, geteekent door Misima Groskij, Kafk Jasziro, IsiBsi Soekesajmon, Na: Sakusabro, Namoera

Takittjero, I: M: Kimbij, Motoki Siosaimon, J: Katsnosio, en Inamoera

Saijemon. (Translaat van Japansche geschriften van den jaren 1790 tot

1797) (K.A. 11757) (S.H. Film: 6998—1—52—7; Print: 7598—12—12).

4 Resolutie genomen in Rade van Politie op Sondag den 23.Juliij A^o 1797

geteekent door G[rijbert] Hemmij, J[jacob] J[epse] Luijt en L[eopold]

W. Ras. Copie accordeert door B. Ranseboom. (Copia Secrete Missive en

Bijlagen ontvangen van Japan, 1798) (K.A. 11752) (S.H. Film: 6998—1—

50—10; Print 7598—31—11) pp. 249—253. いだせ日本本ハタ海館文庫

『賤社』レゾネ、本米バタトモウハテ御信密書翰集である。

5 Japans Dagregister Anno 1796/7. Voor 't Comptoir. (K.A. 11717) pp. 39

—43.

6 Ibid. p. 43.

7 Ibid. p. 44.

8 Ibid. pp. 44—45.

9 Ibid. p. 45.

〔文獻〕

本稿は用いたオランダ文の史料はやべーく一ヶ市オランダ国立中央文書館 Algemeen Rijksarchief に保存され、一九五四年以降そのマイクロフィルムが本所に蔵してある。これに拠りて記文を作った。両所に対して、その利用の便宜を与へられたことを感謝する。文書番号の K.A. であるのは、植民地文書の意である。現在ではハーンハク氏日鑑 (M. P. H. Roessingh, comp., *Het Archief van de Nederlandse Factorij in Japan 1609—1860*, 's-Gravenhage, 1964. Mimeo) の番号との読み替えが必要である。本稿は、東京大学文部省特殊講義の一端として準備され、昭和五十一年一月十七日本所第一回研究發表会にて朗読する予定であったが、時間切れのため底説のみで終ったので、このたびは序説を短くし所定の枚数にまとめた。

(昭和五十二年九月一十八日稿)